

平成 31 (2019) 年度
事業計画書

島根県西部視聴覚障害者情報センター

目 次

1 事業運営計画-----	2P
2 課題解決に向けた取組-----	3P

1 事業運営計画

事業の名称				
1 点字図書館事業				
2 聴覚障害者情報提供施設事業				
3 地域生活支援事業				
運営方針				
<p>・県からの受託事業施設として、県の方針を踏まえ、かつ法人の「運営の基本理念」、「運営の基本方針」、「平成 31 年度重点活動方針」に沿って効率的、効果的な事業の実施に努める。</p>				
1 点字図書館事業				
2 聴覚障害者情報提供施設事業				
(1) 管内地域住民にセンターの事業内容の周知を図り、利用者の拡大につなげる。				
(2) 関係機関・団体と連携し、利用者ニーズの把握に努め、利用者のニーズに即した多様かつ効果的なサービスの提供に努める。				
(3) 業務遂行に必要な資格の取得をはじめ、職員の専門的能力の向上を図る。				
(4) 各種ボランティアの確保に努める。養成講習・スキルアップ研修の充実を図るとともに、意欲的な活動を促進する。				
(5) 最新の機器情報の提供・貸出し・斡旋、生活訓練等に積極的に取り組み、視聴覚障がい者の自立、社会参加につなげる。				
3 地域生活支援事業				
(1) 市町が対応できない広域的・専門的的事业については、島根県と協議し、可能な限り支援する。				
(2) センターの持つ機能を社会資源として可能な限り地域に開放し、学校や団体の福祉学習を始めとする地域活動の実施を通して共生社会の実現に努める。				
職種別職員配置				
職種	正規職員	準職員	非常勤職員	合計
施設長	1			1
事務職員	3	2		5
手話通訳士				
相談員				
合計	4	2		6

2 課題解決に向けた取組

『利用者増への取組』

課題	<p>地域住民にセンターが十分に認知されておらず、管内の視聴覚障がい者の利用登録率が低いため、あらゆる機会をとらえてセンターの存在及びサービス内容の周知を図る必要がある。</p> <p>センターを知っていても利用しない視聴覚障がい者もいることから、対象者のニーズに即し、利用の増加につながるようなサービスを提供していく必要がある。</p>
現状	<p>平成 30 年 3 月末の管内の視聴覚障がい者数は、2,048 名（視覚 745 名、聴覚 1,303 名）で、そのうちセンターの利用登録者数は 370 名（18%）にとどまっている。</p> <p>個人情報保護のため市町から視聴覚障がい者の情報を入手することができなくなり、利用対象者への直接の働き掛けが困難になった。市町の担当窓口には身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と資料配布を依頼するとともに、市町の広報紙で利用を呼び掛けてもらうなど PR に努めているが、十分な成果が出ていない。</p>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県の広報媒体を使ってセンターの業務内容の周知を図るよう依頼する。 ・各市町の福祉窓口でセンターのパンフレットや利用案内（墨字・点字・録音）、広報用チラシを送付し、身体障害者手帳の申請時等にセンターの紹介と資料の配布を依頼する。 ・各市町又は各市町社会福祉協議会の広報紙及びホームページにセンターの紹介記事を掲載するよう依頼する。 ・国や県の機関、公共施設、社会福祉施設、眼科医等を訪問し、来訪者へセンターの広報用チラシを配布するよう依頼する。 ・センターが参加するイベントで広報用チラシを配布する。 ・センターのホームページ及びフェイスブックで施設情報を発信する。 ・毎年開催している事業推進会議、関係機関・団体との個別協議等で提出される意見や要望を基に利用者ニーズを把握し、利用の増加につながるような新サービスの提供を検討する。

『関係機関・団体との連携への取組』

課題	<p>関係機関・団体との意見交換等を行い、相互の連携をより緊密にするとともに、センター事業の周知や見直しを通して利用者の拡大につなげていく必要がある。</p> <p>意見交換等で明らかになった各市町の課題について、対応方針等を確認し、センターとして課題解決に向けた取組にできる限り協力していく必要がある。</p>
----	--

現 状	<p>行政機関、視聴覚障がい者団体、ボランティア団体等との情報共有、意見交換の場として年1回「事業推進会議」を開催するとともに、各市町、社会福祉協議会等を訪問し、センターの事業計画等の周知、サービスに対する意見や提案の聴取、各機関・団体の課題、取組等の情報交換を行っているが、十分な連携、取組の進展につながっていない。</p> <p>特に各市町に対しては、各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保等の取組を要請しているが、点訳・音訳奉仕員の養成が任意事業に位置づけられたことなどから実現できていない。</p>
実 行 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・6月下旬に事業推進会議を開催し、センターの現状や課題、本年度事業計画、利用者の実情やニーズ等について意見交換を行い、事業の推進に協力を求める。 ・9～11月に各市町を訪問し、事業推進会議で取り上げられた課題のフォローアップ、平成32年度における取組等について意見交換を行う。 ・必要に応じて浜田ろう学校、全視情協島根あさひ事業所、各市町社会福祉協議会等を訪問し、意見交換を行う。

『各種ボランティアの養成・確保の取組』

課 題	<p>近年、センターが開催する各種ボランティア養成講習会の受講者が少数にとどまっており、様々な方法でボランティア募集の周知を図る必要がある。</p> <p>情報化の進展によりボランティア活動に必要な技術が高度化しており、養成講習修了者に対するスキルアップの機会を設け、より実践的な技術を身に付けたボランティアを育成し質の高い成果物を製作していく必要がある。</p> <p>意欲のあるボランティアに対しては、モチベーションを維持し、長期にわたって活動してもらえるよう、高度な技術を身に付ける機会を提供する必要がある。</p>
現 状	<p>点訳、音訳、デイジー編集、テキストデイジー編集の各ボランティアの養成講習会において、近年、受講者数がいずれも10人未満にとどまっている。</p> <p>修了者の登録率は高くなっているが、必要な実働ボランティア数を確保できていない。</p> <p>このため、将来の点字図書館事業の安定的・持続的な実施が懸念される状況となっている。</p>

実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県の広報媒体を使って各種ボランティア募集の周知を図るよう依頼する。 ・各市町又は各市町社会福祉協議会の広報紙及びホームページにボランティア募集記事を掲載するよう依頼する。 ・国や県の機関、民間団体、企業等を訪問し、ボランティア募集チラシの従業員回覧や来訪者配布を依頼する。 ・点訳・音訳の養成講習修了者を対象としたスキルアップ講習会を定期的を開催する。 ・ボランティアグループの自主的勉強会に職員を派遣し、スキルアップを支援する。 ・高度な技術の習得に意欲的なボランティアを点字指導員講習会、音訳指導技術講習会等に派遣する。
------	--

『意思疎通支援者等の養成・確保への取組』

課題	<p>視覚障がい者の自立生活、社会参加を促進するため、同行援護従事者、ガイドヘルパーの養成を支援するとともに、代読・代筆の能力を有する人材の育成を促す必要がある。</p> <p>聴覚障がい者の自立生活、社会参加を促進するため、各市町の手話奉仕員養成の取組を支援する必要がある。</p>
現状	<p>国の障がい者施策が見直され、同行援護、代読・代筆、手話通訳、要約筆記等の利用が増加することが予測されているが、これを担う人材の養成が進んでいない。</p> <p>特に手話通訳者及び要約筆記者については、東部地域と比較して養成が後れ、登録者が少ない。要約筆記者については、平成 29・30 年度の養成講習会が浜田市で開催され 19 名の方が受講修了されたがまだまだ足りない状態である。</p> <p>手話通訳者については、平成 29・30 年度の養成講習会が大田市で開催されており、西部地域のいくつかの市町においては、今後の手話通訳人材の確保等のため、手話奉仕員の養成が進められている。</p>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会等が行う同行援護従事者及びガイドヘルパーの養成研修に職員を講師として派遣する。 ・各地域で活動する点訳・音訳奉仕員の養成・確保について、各市町、ボランティア団体等と今後の対応を協議する。 ・市町が実施する手話奉仕員養成講習に対して人的な支援（講師派遣、相談等）を行う。 ・県が実施する通訳者養成講習に対して人的な支援（講師派遣、相談等）を行う。

『視聴覚障がい者の ICT 活用の支援への取組』

課題	<p>パソコン、プレクストーク（視覚障がい者用ポータブルレコーダー）、タブレット等の情報機器を使用していない視聴覚障がいの方に利用を促す必要がある。</p> <p>一方で、高度化する利用者のニーズに応えるため、職員の視聴覚障がい者 ICT 活用支援能力を高めるとともに、必要に応じてボランティアの技術向上を図る必要がある。情報機器を利用できない方に配慮した情報提供にも努める必要がある。</p>
現状	<p>視聴覚障がい者への情報提供媒体は、紙や CD、ファックスなどから情報通信機器へと移行しつつある。また、測位衛星の位置情報を使って視覚障がい者の歩行を支援するスマートフォンのアプリ、聴覚障がい者との会話に使用する音声文字変換ソフト等、生活の利便性を高めるさまざまな機器やソフトが開発されている。</p> <p>今後、情報化の進展により、視聴覚障がい者の ICT 活用技術はますます重要になっていくものと予想されている。</p> <p>反面、最新の情報機器を使えるかどうかで、視聴覚障がい者の情報格差が広がったり、生活の質に差が生じたりする懸念がある。</p>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を通して視聴覚障がい者の方に情報機器の利用を呼び掛け、そのための講習等を実施する。 ・OJT 等により職員の視聴覚障がい者 ICT 活用支援能力を高める。 ・必要に応じてパソコンボランティアのフォローアップ講習を実施する。 ・情報機器が使用できない利用者に対して、センターがリクエストに応じて「サビエ」等から情報をダウンロードして提供する。

『職員の専門的能力の育成への取組』

課題	<p>限られた人員で効率的に業務を遂行するため、一人の職員が複数の資格や専門的な能力を身に付ける必要がある。</p> <p>視聴覚障がい者を取り巻く状況を把握し、社会福祉制度や日常生活用具等の情報を利用者や関係機関・団体、支援者等へ的確に提供できるようにする必要がある。</p>
現状	<p>当センターの業務遂行に必須の資格と専門的能力のうち、歩行訓練士 2 名、点字指導員 1 名、音訳指導員 3 名、視覚障がい者 ICT 活用支援 2 名、手話通訳 2 名の職員で対応している。</p> <p>視聴覚障がい者にとって有用な機器やソフトは、情報化の進展で変化が激しく、常に最新の情報を収集し、機器やソフトを使いこなせるようにしておかなければ、利用者の高度なニーズに応えられない状況になっている。</p>

実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的資格・能力の取得を目指す。 ・全国視覚障害者情報提供施設協会、中国四国点字図書館連絡協議会等が主催する研修会に職員を派遣する。 ・年4回の所内研修のなかで、視聴覚障がい者を取り巻く社会状況、社会福祉制度、日常生活用具等について理解を深める。
-------------	--

『機器情報の提供』

課題	<p>補装具・日常生活用具等の技術開発は目覚しく、利用者に最新の機器やソフトの情報を積極的に提供していく必要がある。</p> <p>カタログだけでなく、利用者が実際に機器を試用し、その利便性を確認の上で購入することが大切であるため、最新の機器の整備に努める必要がある。</p>
現状	<p>利用者から寄せられる機器やソフトの使用についての相談や問い合わせの内容が高度化しており、最新の情報を収集し、機器やソフトに精通していなければ十分に対応できない状況になっている。</p> <p>平成12年のセンター開設時に整備された展示用の補装具・日常生活用具等の多くが陳腐化しており、平成24年度にその一部が更新されたが、依然として旧式のものや販売中止になっているものが多数残っている。</p>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者向け新聞・雑誌、インターネット、メーカー等から最新の機器やソフトの情報を収集し、利用者に提供する。 ・管内4箇所で開催機器展示相談会を開催し、展示用補装具・日常生活用具やメーカー出展の最新機器等により来場者への紹介、試用等を行う。 ・予算の許す限り展示用補装具・日常生活用具等の更新を行う。

『地域活動の実施』

課題	<p>視聴覚障がい者にとって暮らしやすい共生社会の実現に少しでも貢献できるよう、ボランティアや意思疎通支援者、視聴覚障がい者団体等の協力を得て、予算、マンパワーが許す限り積極的に地域活動を行っていく必要がある。</p>
現状	<p>毎年数件の福祉学習を地域の学校や団体から依頼を受けて実施するとともに、浜田市健康福祉フェスティバルに参加し、来場者に点字体験、手話体験の機会を提供している。</p> <p>また、地域の事業者を対象として、平成26年度から「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を、平成27年度から「視覚障がい者対応研修」を実施している。</p>

実行計画

- ・学校や団体の福祉学習を積極的に引き受けるとともに、児童生徒や住民の視聴覚障がいへの理解を促進する。
- ・官公庁や公共施設等へ出向き、窓口職員を対象として「窓口での聞こえにくい・聞こえない人とのコミュニケーション講座」を実施する。
- ・視覚障がい者の来訪がある職場に出向き、「視覚障がい者対応研修」を実施する。
- ・「島根あさひ社会促進センター」と協力して、公的機関・団体が使用する封筒の点字印字を積極的に引き受ける。